電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、緊急支援給付金（１世帯あたり５万円）を給付します。

※すでに「令和３年度または令和４年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり１０万円）を受給済みであっても、下記の要件に該当すれば支給対象となります。

●対象となる世帯

下記①・②ともに、世帯の全員が、住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯は支給対象外となります。また、複数の要件に該当しても給付金の給付は１回限りです。

①令和４年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和４年９月３０日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）。対象となる世帯には、１１月下旬から順次「確認書」を送付しています。

※確認書が届かない場合は対象となりません（課税者に扶養されているなど）

②家計急変の世帯

①以外の世帯のうち、令和４年１月～１２月までの間に、予期せず家計が急変（新型コロナウイルスの影響によるものも含む）し、世帯全員が住民税非課税相当の事情にあると認められる世帯

予期しない急変（減収）の要件に該当しない場合

・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外の減収
・年金が支給されない月の減収や定年退職による減収など

詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がありましたら、福祉課にお問合せください。

●給付額　１世帯あたり５万円（口座振込により支給）

●申請方法

① 令和４年度住民税（均等割）が非課税の世帯
送付された「確認書」の内容をご確認いただき、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

②家計急変世帯
「申請書」、「簡易な収入見込額の申立書」、「収入が減少した理由書」および必要書類を添付のうえ、提出してください。

●申請期限　令和５年２月２１日（火）まで（当日消印有効）

※各様式は、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ　福祉課 福祉グループ　☎２１－２１２０